

消 防 救 第 215 号  
令和元年 11 月 14 日

厚生労働省医政局地域医療計画課長 殿

消防庁救急企画室長  
(公 印 省 略)

「平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）」の周知と今後の消防機関の取組への協力について（依頼）

近年、高齢者からの救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案が生じていることから、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会（以下「検討部会」という。）」を設置の上、消防本部等の取組状況の実態調査、課題の整理及び検討を行い、報告書として取りまとめたところです。

この度、別添のとおり、各都道府県防災主管部長に対し、報告書の内容と、今後、消防機関に求められることについて周知する旨の通知を発出しましたので、当該通知の内容について御了知いただいた上で、各都道府県介護保険主管部（局）長に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

併せて、地域包括ケアシステムの構築に当たり、医療と介護の連携のみならず、消防機関との連携の重要性についても御理解いただいた上で、各都道府県衛生主管部（局）長に対し、地域包括ケアシステムやACIに関する議論の場に消防機関が適切に参画できるよう、また、メディカルコントロール協議会等での検討の際に在宅医療や介護の関係者の参画も得られるよう、貴職よりお求めいただきますようお願い申し上げます。

## 記

<通知より抜粋>

2 今後、消防機関に求められること

(1) 地域包括ケアシステムやACIに関する議論の場への参画について

消防機関においても、地域における地域包括ケアシステムやACIに関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者ととも適切に参画し、救急隊の基本的な役割に関する情報提供や、救急と医療・介護双方の実情等に関する情報共有、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への対応等についての意見交換などを、積極的に行っていくよう努められたい。

(2) 救急隊の対応の検討等について

救急隊の対応を検討する際は、上記に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努められたい。

また、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案に対応した具体的な件数を集計するとともに、メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討されたい。

連絡先 消防庁救急企画室  
担 当 小谷専門官、三島補佐、齋藤補佐  
TEL 03-5253-7529  
FAX 03-5253-7532  
E-mail : kyukyukikaku@soumu. go. jp